

放送事業者のガバナンス強化のための制度整備案に対する意見

該当箇所	意見
<p>電波法施行規則等の一部を改正する省令案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会」取りまとめ案に対し、民放連および多くの放送事業者は、▽重大事案が発生した際は、放送事業者、民放連が必要な対応を取るのが基本であり、行政のかかわりは必要最小限にとどめるべきだ、▽行政における一定の基準に基づく報告の義務付けについては、いたずらに対象が広がることのないよう、また恣意的な運用が図られないよう厳密な制度設計が不可欠——との意見を述べました。 ・これを踏まえ、同取りまとめでは、“収支に大幅な悪化が見込まれるなど経理的基礎が脅かされるおそれのある重大な事案の場合には、決算期ごとの事業収支の結果の報告を待つことなく、<u>経営基盤の持続可能性を確保する観点から、適時に一定の基準に基づいて当該事案に関する報告の手続を設ける</u>”との修正(下線部)が行われました。 ・今回示された改正案では、“基幹放送局の免許人は、その経理的基礎が基幹放送の業務の維持に支障を来すおそれのある特別の事情が生じたときに、総務大臣に報告しなければならない”とされましたが、▽いたずらに対象が広がらない、▽行政の恣意的な運用が図られないことへの歯止めが読み取れず、民放連や放送事業者の懸念は払拭されていません。 ・この報告手続きが経営基盤の持続可能性を確保する観点から最小限度のものであり、「特別の事情」に該当する一定の基準が、放送事業者の懸念を払拭する内容であることが明確に示されない限り、改正案には納得できません。
<p>基幹放送普及計画の一部を変更する告示案 放送法関係審査基準の一部を改正する訓令案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会」取りまとめ案の意見募集結果では、基幹放送普及計画を通じてガバナンス確保を促すことを懸念する意見が強かったことから、“行政が個別具体的なガバナンス体制に介入することとならないよう慎重に検討する”とされていました。 ・免許審査の際に確認する、▽経営規模等に応じた体制整備の取組、▽自己評価の実施、▽自己評価結果の公表——の3点は、民放連

	<p>が1月22日付で制定した「民間放送ガバナンス指針」に沿って、会員各社が同指針の適用状況を自主的に点検し、毎年度1回公表することで充足されており、行政が個別具体的なガバナンス体制に介入しない仕組みだと認識しています。</p> <ul style="list-style-type: none">・民放連会員社は民間放送の持続可能性を高めるために、同指針に定めた基本原則に則り自ら体制等を整えることを通して、自主・自律的なガバナンスの確保を目指します。
--	---